

## 水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を不要とする農薬について (ヨウ化メチル)

下記農薬のヨウ化メチルは木材、木材こん包材及びくりの害虫防除を目的としたくん蒸剤で、その作用機構は害虫、線虫又は病原菌細胞の構成成分であるタンパク質分子の塩基性求核中心との化学反応により、防除対象生物のピルビン酸脱水素酵素やコハク酸脱水素酵素等の必須酵素を阻害する。

本邦での初回登録は2004年である。

製剤はくん蒸剤が、適用作物等は倉庫くん蒸剤として、果樹（くり）、木材及び木材こん包材が登録されている。

本剤は、使用場所が「倉庫等施設内のみ」であることから、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと考えられる。

このため、巻末参考1「水産動植物の被害のおそれが極めて少ないと認められる農薬の取扱いについて」（平成24年2月24日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第29回）修正了承）に基づき、「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められる場合」に該当するものとして、水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を行う必要がない農薬として整理したい。

### 記

農薬名	使用目的	使用方法の概要
ヨウ化メチル	殺虫剤	50.0%製剤を1m <sup>3</sup> 当たり72～224g、 99.0%製剤を1m <sup>3</sup> 当たり25～70gでくん蒸 (倉庫等施設内のみでの使用)

### <検討経緯>

令和元年5月20日 平成31年度水産動植物登録基準設定検討会（第1回）